

In depth

A look at current financial reporting issues

February 2015
No.INT 2015-06

IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」

—IFRS 解釈指針委員会により検討された適用上の論点

どのような影響があるか

要点

国際財務報告基準(IFRS)第11号「共同支配の取決め」は、その適用の十分な浸透を前に、非常に多くの論点がIFRS解釈指針委員会(以下、「解釈指針委員会」)に提起されています。

解釈指針委員会は、2014年11月に、これらの論点の多くに関する暫定的なアジェンダ決定を公表しました。これにより、IFRS第11号の適用、とりわけ共同支配事業としての分類にかかる「事実と状況」の解釈がより明確となる可能性があります。

本資料では、解釈指針委員会による暫定的な結論と実務上の影響について要約しています。この結論によって、本基準の適用方法が大きく変更されることは見込まれていません。

背景

IFRS第11号は2011年に公表され、共同支配の取決めに対する持分を有する企業による財務報告に関する原則が記載されています。この基準の公表以降、実務における適用に関する多くの論点が提起されています。

本基準に関連して、範囲を限定した2つの修正が公表されています。1つは共同支配事業に対する持分の取得の会計処理に関するものであり、もう1つは共同支配企業への事業の抛出に関するものです。論点は継続的に提起されており、2013年11月以降、解釈指針委員会の会議において毎回、IFRS第11号に関する議論が行われてきました。共同支配の取決めの分類における「他の事実および状況」の評価および共同支配事業の認識と測定については、論点が頻繁に発生する領域となっています。

適用後レビューに先立ってIFRS第11号にさらなる修正が加えられることは予定されていません。代わりに、現在までの解釈指針委員会の議論が一連のアジェンダ決定を通じて文書として示されています。

パブリックコメント期間の終了後、2014年11月の解釈指針委員会の会議で行われた暫定的なアジェンダ決定は、2015年3月に再審議された後、最終化される見込みです。

適用上の論点

1. 「他の事実および状況」の評価は契約上および法的に強制可能な契約条件のみに基づいて行うべきか

契約上および法的に強制可能な契約条件を含む事実および状況は、共同支配の取決めに関する分類の決定にとって最も関連性の高いものとみなされます。

解釈指針委員会は、同委員会の議論において以下の2つの見解を検討しました。

- 強制可能な権利および義務のみが分類の評価に関連性があると考えべきか
- 評価に際し、共同支配の取決めの設計および目的、企業の事業上のニーズならびに企業の過去の実務についても考慮すべきか

権利および義務は、その性質上、強制可能なものです。解釈指針委員会は、共同支配の取決めの分類に関する「他の事実および状況」の影響の評価は、強制可能な契約条件に基づく必要があると結論づけました。

2. 当事者に共同支配の取決めからの産出物を市場価格で売却することが共同支配事業としての分類を妨げるか

市場価格で売却される産出物は、それ自体では、共同支配の取決めの分類の決定的な要因ではありません。すなわち、当事者が当該共同支配の取決めの資産に対する権利および負債に対する義務を有するかどうかの検討には判断が必要となります。

解釈指針委員会は、「他の事実および状況」によって共同支配の取決めを共同支配事業として分類するには、以下を証明しなければならないと考えています。

- 共同支配の取決めの当事者が、当該取決めに係る資産の経済的便益(例えば産出物)のほとんどすべての権利および義務を有している
- 共同支配の取決めの当事者が、法律上または契約上の義務を通じて当該取決めに対して資金を提供し、それが当該共同支配の取決めの負債を継続的に決済するために使用される

当事者が共同支配の取決めから産出物を市場価格で購入することによって提供されるキャッシュ・フローが、当該取決めの負債を継続的に決済するのに十分なレベルでない場合があります。このような状況は、当事者が負債を決済する義務を負っていないことを示唆している可能性があります。

例えば、ある共同支配の取決めにおいて金を生産し、ロンドン取引所(LME)における金の市場価格で当事者に産出物を販売しなければならない場合を考えます。この金の価格は、当該取決めにとって不採算となるレベルまで変動する可能性があります。このことは、当該取決めが継続的に負債を決済することができなくなることを示唆している可能性があります。

また、このような価格が市場価格ではなく、コスト・プラス方式もしくは損益分岐点に基づき決定される場合があります。その場合、当該取決めの当事者に対し、産出物に対するすべての権利だけでなく、負債を継続的に決済するための(実質上の)義務も与えていると考えることができます。

3. 他の事実および状況の評価に際して関連性が低いとされる可能性があるのはどの要素か

産出物の性質

解釈指針委員会は、産出物の性質(代替可能な産出物なのか、特注の産出物なのか)は他の事実および状況の評価に影響を与えないと考えました。負債に対する義務の検討においては、製品自体の性質よりも、共同支配事業と当事者との間のキャッシュ・フローに焦点が当てられます。

緊密かつ十分に関与している当事者

他の事実および状況の検討は、共同支配の取決めの当事者が別個のピークルにおける事業に緊密または十分に関与しているかどうかを判断するものではありません。これは、他の事実および状況が、別個のピークルの法的形態を通じて当事者に与えられた権利および義務よりも優先するかどうかについての評価です。

第三者からの資金調達

第三者からの資金調達の有無のみに基づいて共同支配の取決めの分類を決定すべきではありません。事業からのキャッシュ・フローにより十分な返済資金が見込まれる場合、第三者からの資金調達なのか、共同支配の取決めの当事者からの資金調達なのかは、分類の評価に関連性はありません。

4. 「産出物のほとんどすべて」とは何か

「当該資産に対する直接的な権利」を有するために、共同支配の取決めの当事者は、取決めに係る資産の「経済的便益」のほとんどすべての権利を有していなければなりません。当該取決めに伴って副産物または連産物が生み出される場合、この「経済的便益」とは何を意味するのでしょうか。例えば、製品 A はより高い単価で少量生産されているのに対して、製品 B はより低い単価で大量生産されているとした場合、「経済的便益」をどのように考えるべきでしょうか。

解釈指針委員会では、「経済的便益」は当該資産に関する当事者の権利および義務から生じるキャッシュ・フローに関連するとされました。すなわち、より関連性が高いのは産出物の貨幣価値であり、物理的数量ではありません。

5. 取決めが別個のピークルとして組成されるか否かにより異なる分類となる可能性はあるか

はい。別個のピークルの法的形態は共同支配の取決めの当事者の権利および義務に影響を与えます。異なる会計処理を行うことは「経済的実質」の概念と相反するものではありません。別個のピークルの存在は、当事者の権利および義務の性質については当該取決めの経済的実質を決定する上で重要な役割を果たします。

6. 共同支配事業者は共同支配事業に対する持分に関連する財務諸表項目をどのように認識すべきか

産出物のすべてを当事者が獲得する場合の収益認識

共同支配事業者は、共同支配事業により生み出された産出物の他の共同支配事業者への売却について、いかなる金額も認識しません。当事者がすべての産出物を獲得し、かつ共同支配事業が存在する場合には、共同支配事業者は第三者に対して産出物を売却する場合にのみ収益を認識します。

設例 1: 当事者 A および当事者 B は、ガスを輸送するためのパイプラインを建設し、使用するための企業を組成しました。当事者 A は当該企業の 40% の所有持分を有し、当事者 B は 60% の所有持分を有しています。株主間の合意により、投資者はコスト・プラス方式による価格で産出物の 100% を買い取ることが要求されているため、当該取決めは共同支配事業に分類されます。

上記のシナリオでは、いずれの当事者も共同支配事業による産出物の販売収益に対する持分を認識しないことになります。認識すると当事者自身に対して売却される産出物から収益を認識することになるためです。当事者 A および当事者 B は、共同支配事業から取得する産出物に関する自身の持分を第三者に売却する際のみ収益を認識します。

購入する産出物の持分が所有持分と異なる場合

共同支配事業者は、契約上の取決めに明示された持分に従い、資産、負債、収益および費用の会計処理を行う必要があります。場合によっては、購入する産出物に対する共同支配事業者の持分と所有持分との間に差異が生じることがあります。この場合、当該差異の理由を理解することが重要となり、適切な会計処理の決定には判断が求められます。

複数の共同支配事業者が共同支配事業に対してその所有持分とは異なる重要な投資を行う場合があります。これはその他の要素または契約の存在を示唆している可能性があります。このようなその他の要素を識別することにより、所有持分と産出物に対する持分との間の差異をどのように会計処理するかを決定するための適切な情報が提供される可能性があります。

設例 2: 設例 1 のシナリオの続きを想定します。当事者 A および当事者 B は、パイプラインの設備能力の 50% ずつをそれぞれ使用することが契約条件で規定されています。産出物に対する持分は、所有持分とは異なっており、当事者 A が 40%、当事者 B が 60% となっています。

所有持分と産出物の持分との間のこのような不一致を理解する際に考慮すべき事項には以下があります。

- 産出物のすべてを両当事者が取得すること要求されるのはなぜか。
- 一方の当事者が他の当事者よりも多くの当初資本や資産を拠出しているか。
- 取得する産出物の分割は時の経過とともに変化するか。変化する場合、それはなぜか。

取決めのコストを賄う価格で産出物のすべてを購入することを両当事者に求める契約上の要求事項は、取決めにおける資産に対する権利および負債に対する義務を提供します。これにより共同事業としての分類が決定されます。したがって両当事者は、産出物またはパイプラインの設備能力に対する持分に基づいてこの共同支配事業を会計処理することになります。

当事者 A は当初、当事者 B よりも少ない資本を拠出しました。この場合、共同支配事業の当事者 A の持分は、事実上、その一部が当事者 B によって拠出されていることとなります。契約条件により、当事者 A は、設備能力に対する持分と所有持分との間に生じる差異を当該取決めの清算時に決済することが求められます。したがって、当事者 A は、資産および負債に対する持分を 50% を用いて会計処理します。この持分 50% と、当事者 A が共同支配事業に拠出した資本 40% との間の差異は、当事者 B に対する債務を表すこととなります。

当事者 B は、共同支配事業の資産および負債に対する持分を 50% を用いて認識することとなります。当事者 B が拠出した 60% との間の差異は、当事者 A に対する債権です。当事者 A は、当該取決めの清算時に当事者 B に対して資金を返済します。

7. 共同支配事業者による共同支配事業に対する持分の個別財務諸表上の会計処理

共同支配事業者は、共同支配事業に関連する権利および義務について会計処理することが要求されます。個別財務諸表と連結財務諸表のいずれが作成されているかにかかわらず、それらの権利および義務の取扱いに違いはありません。したがって、共同支配事業者の連結財務諸表においても個別財務諸表においても、同じ会計処理が要求されます。

解釈指針委員会は、共同支配事業者が別個のビークルにおける共同支配事業に対する自らの株式保有に関して、その個別財務諸表または連結財務諸表において追加的に会計処理を行う必要はないと考えました。これは、共同支配事業の活動について、共同支配事業者自身の財務諸表上で会計処理を行うことが要求されるためです。

8. 別個のビークルである共同支配事業による個別財務諸表上の会計処理

IFRS 第 11 号は共同支配事業者による会計処理にのみ適用され、共同支配事業である別個のビークルによる会計処理には適用されません。したがって、別個ビークルの財務諸表は、適用される他の基準に従い作成されることになります。

解釈指針委員会は、共同支配事業の資産および負債に関する会計処理に、共同支配事業者の権利および義務の影響を反映することが重要であると結論づけました。このことは、共同支配事業によって報告される資産および負債に影響を与える可能性があります。

影響および次のステップ

現在のところ、このアジェンダ決定は暫定的なものです。アジェンダ決定には IFRS の基準書等の本文に対する「権限」はありませんが、特に一部の規制当局からは、ガイダンスの一形態であるとみなされています。多くの企業は、これまでに共同支配の取決めの分類に関する判断を行ってきたと考えられますが、企業が別個のビークルにおいて共同支配の取決めを有しており、当該取決めが共同支配事業に分類される場合には、このアジェンダ決定を注意深く読み、対応を検討することが望まれます。

解釈指針委員会は、このアジェンダ決定は IFRS 第 11 号の適用において実務がどのように広く進展してきたかと整合したものであるとの考えを述べました。もしそうであれば、当該アジェンダ決定によって広範囲の変更が生じることはなさそうです。

解釈指針委員会は 2015 年 3 月の会議でアジェンダ決定の再審議と最終化を行う予定です。暫定的なアジェンダ決定に関連した正式なコメント期間は 2015 年 1 月に終了しましたが、解釈指針委員会は見解の相違や結論の要約に対する懸念についての検討を継続するものと思われます。

実務はアジェンダ決定に含まれるガイダンスを受けて、今後も進展を続ける可能性が高いと思われます。国際会計基準審議会 (IASB) は 2015 年末の開始が計画されている IFRS 第 11 号の適用後レビューの一環として、さらなるアクションが必要かどうかを検討する予定です。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2015 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.